第三千三十七号

水曜日

平成二十一年

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出..... 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定. 障害福祉サービス事業者の指定..... 大規模小売店舗の変更の届出. う事業所の所在地変更の届出..... 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行 止の届出..... 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 公 告 目 告 示 次 (経営支援課) ... (障害福祉課) ... 県下 同 同

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程...... (経営企画室)

公

営企

示

告

青森県告示第二十四号

たので、 次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があっ 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 同法第五十一条第二号の規定により公示する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

110-111-1111	の一田字出口平三六の一	茶グ事祉指 居ガ業サー ボー デドビ害 ンッス福	支援 援 選 題 起続	の一 田字出口平三六 三六	ル 有 フェ ン 社 ベ
110-11-110	四四字早坂一九十和田市大字大	ま業サー 重要 ま業サービス かス かる かる かる かる かる かる かる かる	練 (((((((((((((((((((四四字早坂一九十和田市大字大	人協生会 社会福祉法
II	内字葛野一八〇	ー がねせい とうしょ とうしょ とうしょう とうしょう はまり はまり しょう	生活介護	内字葛野一八〇	人心和会 和会 祖 法
"	内字葛野一八〇	浜療護施 療護施 園 金	設者身 療体 護障 施害	内字葛野一八〇	人心和会 和会法
등平 <u>一</u> 成 三	内字葛野一八〇	護事所 障 園業短ス 金期ス 浜所事 療所業サ	短期入所	内字葛野一八〇	人心和会 和会 法
年月日	所 在 地	名称	の [†] 種類 類し	の 所 在 地主たる事務所	名称
廃 止	事業所 対一 ビス事業を	行障害福祉#	ナ障 害 ご福 く祉	業者と	事業温祉サー

:

:

:

 \equiv

青森県告示第二十五号

:

껃

三

規定により公示する。 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾 平成二十一年一月二十一日

事産産業温祉サー

ビ 者ス

業 - ビスを行う

名

称

の 所 在 地

名

称

所

在

地

年指 月 日定

人心和会 和会法

内字葛野一八〇

短期

入所

護施設金浜療 療

内字葛野一八〇

11

田字出口平一七八戸市大字新井

支援 B 継続

茶グ事祉指 居ガ業サ定 花一所一覧 デドビ害 ンツス福

の一 田字出口平三六 田字出口平三六

11

人心和会 和会法

内字葛野一八〇

生活介護

護施設金浜療 療

内字葛野一八〇

三平 ・成 ・

变 更 後	変更前		<u>x</u>
後 	刖	5	·
舎治	去社 人会 包福 民祉	名	事指定陪
Ē	民 祉	称	害
七語 三五字 の子 三日	高弘 屋前 定大 日字	所の所在地 主たる事務	業価社サービス
支 援 B 型	就 労 継続	類は	ナ障 害 ご福 ス祉
る		名	を障
	い ま あ	称	行福祉
一藤弘 四代前	九賀弘 一田前	所	事ビ
の字市二平大	の字市	在	業点
田字	浦字	地	所業
三: 元	平 成	年月日	变 更

木活特定 林動法人 強 利

沼字前川原四七十和田市大字赤

サー ビ エ エ ア イ

木由子 林空ど 間・の 雑自

沼字前川原四七十和田市大字赤

11

青森県告示第二十六号

在地を変更した旨の届出があったので、 次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 同法第五十一条第二号の規定により公示する。 第四十六条第一項の規定により、

Ξ

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 村 申

吾

青森県告示第二十七号

次のとおり障害者支援施設を指定したので、 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第五十一条第一号の規定により公示

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

变 更 後	変更前	変更後	变 更 前	変更後	変更前	变 更 後	変更前		
ズ*	ナ有 ノ限 ラ会 イ社	ズ†	ナ有 ノ限 ラ会 イ社	人利 桜沼 の重 会沼	引特 舌定 动非 去営	ど人利牧 あ活え - 動き る法語	寺 官 		
二目四七一の	町上 旭北 南東 丁北	二目四七一の	町上 旭北 南東 丁北	一道 の二 四 国	章 言森 市 同 同 造	山金五 八木所 五町川 の朝原 四日市			
介護	重 度 訪 問	居当が記	召っている。	支援 B 型	就労継続	サー ビディ スイ			
サフ ビク スプ	ズサ ・ン ァラ ァイ	サフ ー ビ スフ	(サ ・ン ァラ ァイ	くン らター さ	Ⅰ 障 ビ害 ス者 セサ	ビスセ・ ータン者 タジタ支 オー援	障 が に 児		
二目町上 二旭北 九南東 六三北 の丁北	三目町上 二旭市 九三東 の丁北	二目町上 二旭市北 九三東 の丁北	三目町上 二旭北 九南東 六三北 の丁北	三 六 丁 目 七 の	の 大 大 大 大 市 一 の の の の の の の の の の の の の	ン活が田造つ タ動る二柴が ト 支地一弥る 内援地一弥市 セ域つ生木	四若五 の葉所 三三丁目 市		
ı	"	 				10-11-1			

公

青森県告示第二十八号 療護園障害者支援施設金浜 名 称 青森市大字大別内字葛野 設 置 の 八〇 場 所 平成三・ 指定年月日

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 ıΣ る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令 (昭和二十七年政令第六十八号) 第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定によ

平成二十一年一月二十一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

尻	大	名加入	
屋	畑	がの	届
下北郡東通村大字尻屋字村中二番地下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地	むつ市大畑町正津川平口の一大畑町赤村一八日	発起人の	出
入字 尻屋字 村 入字 尻屋字 村	平 💆 🕺	住所及	事
川中二年 石田二四年 一年二四年 一年二四年 一年二四年 一年 一年 一年 一二年 一二年 一二年 一二年 一二年 一二年 一二年 一	一五四番地四八 一三月 一一月 一一月 清史 一月 清史 一月 清史	び 氏 名	項
石	四か月 円 円 日 月 日 日 日 年 十 十 一 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	期間	指定漁船調書の縦覧
同尻屋 組 合 業 協	協 同 組 合 業	場所	書の縦覧

大規模小売店舗の変更の届出

同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告す 法第六条第二項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第七項の規定により、同

•

平成二十一年一月二十一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

Ξ 変更しようとする事項

項 関 す る	営施 方設が 法の領	売大 店規 舗模 の小	X
間 で き る 時	ばい <u>だ</u> さて記 を荷し で	施荷さばき	分
	十門店店時棟田	詩Ⅰ	变
	1	ら棟 午 後専	更
	E	九門 時店 ま棟 で 1	前
		午前六時か	变
		前六時から午後4	更
		九時まで	後

五 届出書及び添付書類の縦覧

平成二十一年一月五日

兀

届出年月日

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年一月二十一日から同年五月二十一日まで

3

午前八時三十分から午後五時三十分まで ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

公

営 企

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年一月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田

茂

昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

部を次のように改正する。 青森県病院局職員就業規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号)の一

第三章

第三章

を 第四章

表彰並びに分限及び懲戒 (第三十条 第三十五条)」 第四章 目次中

安全及び衛生 (第二十九条)

給与及び旅費 (第二十七条・第二十八条)

第五章

給与及び旅費 (第二十七条・第二十八条)

の二 被服の貸与 (第二十八条の二)

安全及び衛生 (第二十九条)

災害補償等 (第二十九条の二・第二十九条の三)

表彰並びに分限及び懲戒 (第三十条 第三十五条の五)_

第二十四条第五項中「任命権者」を「管理者」に改める。

第二条第一項中「この章」の下に「 (第二十六条の三を除く。) 」を加える。

第七項とし、 を「前三条 (介護休暇に係る部分を除く。) の規定を準用する」に改め、同項を同条 二十六条第五項を削り、同条第四項中「願出」を「請求」に、 同条第三項中「期限付き臨時職員」を「期限付臨時職員」に、「のとお 「職員の例による」

> 第四項において同じ。」を削り、 六項とし、 りとする」を「及び運用方針別紙第二に定めるところによる」に改め、同項を同条第 同条第二項中「期限付き臨時職員」を 同項の次に次の三項を加える。 「期限付臨時職員」に改め、

- 3 非常勤職員等の育児又は介護を行うための早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間
- 外勤務の制限については、第七条から第十五条までの規定を準用する。
- 非常勤職員等の休日等については、第十六条及び第十七条の規定を準用する。

5 4

関する規程の運用方針 (次項において「運用方針」という。) 別紙第一に定めると ころによる。 非常勤職員の休暇の種類、 期間及び単位は、青森県病院局非常勤職員等の任用に

第二十六条の三中「職員」の下に「 (非常勤職員を除く。) 」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 被服の貸与

(被服の貸与)

第二十八条の二 職員に対する被服の貸与については、青森県病院局職員被服貸与規 程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十二号) の定めるところによる。 第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 災害補償等

(災害補償

第二十九条の二 職員 (非常勤職員等を除く。) の公務上の災害 (負傷、疾病、 ろによる。 ついては、地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) の定めるとこ 又は死亡をいう。以下この条において同じ。) 又は通勤による災害に対する補償に

の定めるところによる。 非常勤職員等の公務上又は通勤による災害に対する補償については、 労働基準法

に改める。

第二十九条の三 職員 (非常勤職員等を除く。) の共済については、地方公務員等共 済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) の定めるところによる。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十五条を次のように改める。

(降任、免職及び休職)

第三十五条 職員が、地方公務員法第二十八条第一項の規定により、次の各号のいず

とができる。 れかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職するこ

- 勤務実績が良くない場合
- || 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。和四十四年十二月青森県条例第四十二号)の規定により、次の各号のいずれかに該2 職員が、地方公務員法第二十八条第二項及び職員の休職の事由を定める条例 (昭四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

第五章中第三十五条の次に次の四条を加える。

第九十八号) の定めるところによる。 職員の分限に関する手続及び効果についての条例 (昭和二十六年十二月青森県条例第三十五条の二 職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果については、(降任、免職及び休職の手続及び効果)

(定年等)

(悠成) に関する条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号)の定めるところによる。 に関する条例(昭和五十九年三月青森県条例第四号)の定めるところによる。 第三十五条の三 職員(非常勤職員等を除く。)の定年等については、職員の定年等

- 地方公務員法又はこれに基づく条例、規則若しくは企業管理規程に違反した場一 地方公務員法又はこれに基づく条例、規則若しくは企業管理規程に違反した場
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(懲戒の手続及び効果)

第三十七条中「期限付臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に改める。に関する条例(昭和二十六年九月青森県条例第五十七号)の定めるところによる。第三十五条の五 職員の懲戒の手続及び効果については、職員の懲戒の手続及び効果

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

- 1 ・ 2 第四十一条第一項中「職員」の下に「 (非常勤職員等を除く。次項において同じ。)」

を加える。

項において同じ。) 」を加える。(おいて同じ。) 」を加え、同条第六項中「職員」の下に「 (非常勤職員を除く。次のおいて同じ。) 」を加え、同条第六項中「職員」の下に「(非常勤職員等を除く。次項から第五項まで

同じ。) は」に改める。 第四十二条の二第一項中「職員は」を「職員 (非常勤職員等を除く。次項において

同じ。)」を加える。 第五十二条第一項中「職員」の下に「 (非常勤職員等を除く。以下この節において

第五十七条第一項中「期限付臨時職員及び非常勤職員」を「非常勤職員等」に、

節において同じ。)」を加え、「(期限付臨時職員及び非常勤職員を除く。以下この第五十九条第一項中「採用された職員」の下に「(非常勤職員等を除く。以下この「この章」を「この条」に改める。

第六十二条第三項中「非常勤職員、期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員」条において同じ。)」を削り、同条第三項を削る。

を

「非常勤職員等」に改める。

第三十七号)」を加える。 (昭和二十六年七月青森県条例)の下に「(昭和二十六年七月青森県条例)の下に「(昭和二十六年七月青森県条例)

第十一号様式を次のように改める。

ω

400

 \mathbb{H}

第11号様式 (表

(第42条関係)

承認の印

年

Ш

Ш

森県病院事業管理者 遯

照 属 形 化 化

牃 承 嵺 뺉 米 **||||**

먉

分

宋

뱅

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

生年月 続柄 用化 4 ω 請求期 及び時 請求に係る 麁 妣 \square 福福 ٩ 年 年 年 釬 年 田 田 Ш Ш Ш 患 Ш Ш Ш Ш ЭШ な ЭШ な Ш d σí J σí # 况价 子との同 就業の有無 その句 2 やの句 ш $\dot{\square}$ 噩 請求者以外の子の親 別居 午後 午前 午後 午前 郡 作 回 Ш 時時 時時 時時 時時 分まか 分式がま 分まか 分まかりまか 無 調 말 Ш dú dú du

E 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医節又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可)を添付すること。
3 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務制度の適用を受けている場合には、その内容を備考欄に記入すること。
4 部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
5 該当する には、レ印を記入すること。
6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

	٦	
Ш	一回	
千	休業	
丰	休業の承認を取り消す時間	
千	取り消す	
逾	時間	
(최태한비		

(憲)

								,						,																						Ш,	編製の印
平	郡	郡	乖	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	亚	郡	郡	郡	郡	郡	乖	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	#	
分まで	分から	曹	小業の承認を取り消9時間																																		
쁑	郡	郡	郡	郡	郡	郡	퐈	郡	쁀	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	罪	郡	罪	郡	郡	푦	臦	郡	罪	郡	郡	郡	郡	郡	郡	4	状し活り
分まで	分から	釡	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三																																		
分	明報	分	時間	分	明明	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	H-Z EJ XX	時間数																						
																																				9	調火者
																																					雅

第18号様式から第21号様式まで 削除 第十八号様式から第二十一号様式までを次のように改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行